

南砺市農業委員会第26回総会会議録

1. 招集日時 令和 7年 8月 7日
2. 開会時刻 令和 7年 9月 3日 午後 2時00分
3. 閉会時刻 令和 7年 9月 3日 午後 15時10分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20名
6. 出席委員 17名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	欠
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	欠

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 111号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 協議議案

協議第 24号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第5 報告事項

- 報告第 35号 農地転用制限の例外に係る届出について
- 報告第 36号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
- 報告第 37号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第6 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄

副主幹 小林 由香

9. 会議の概要

事務局長 皆様お疲れ様でございます。只今から、第26回南砺市農業委員会令和7年9月の総会を開始したいと思います。

8月19日に、JA全農とやまが発表した今年収穫される米に対するJAの前払い金「概算金」が、去年と比べ約30%引き上げられ富山県産のブランド米「富富富」や「コシヒカリ」は、記録が残る2004年以降で最高額となっています。

具体的には「富富富」の玄米60キロあたりの概算金は、2万6,800円、「コシヒカリ」や「てんたかく」、「てんこもり」は2万6,000円です。また、酒米は約70%増額の2万9,000円、もち米も約65%増額で最高額となりました。

今回の大幅引き上げの理由として、JA全農とやまは生産コストの上昇を踏まえ、農家の収入を確保し営農の継続を支援する必要性があること。また、消費者が5キロあたり3,000円台を適正と考えているため、価格が4,000円を超えない水準を目指しています。この調整により、農家と消費者双方の負担を考慮した価格設定となっているそうです。

まだまだ「令和の米騒動」は続くと思われます。この金額は、1等米の価格ということでございまして、8月25日にはJAとなみ野、本日はJA福光で2025年産米の初検査がございました。主に「てんたかく」の検査を行ったところでございますが、全量1等米ということでございました。

JAとなみ野につきましては千粒重が若干、軽いということで収入的に少し落ちるといような事を言っておられます。

JA福光におきましては、「白未熟粒」で高温障害が若干出ているということでございますが、1等米には影響はないというふうに言っておられました。

カメムシが大量発生していることで、少し斑点米も若干混じっているようでございます。例年に比べて多いそうですが、1等米には影響はないという判断をしておられたところでございます。

事務局長 それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 17 名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、長谷川職務代理からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

職務代理 本日は、会長が欠席ということで職務代理の方で議事進行を務めさせていただきます。

委員の皆さま、進行に御協力をお願いいたします。

副議長 第 26 回農業委員会を開催いたします。

会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の署名委員は、委員番号 15 番、17 番の 2 名の方宜しくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

議案第 111 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 =議案第 111 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 4 件の申請がありました。

田 5 筆 3,680 m²です。

畑 5 筆 6,978 m²

計 10 筆 10,658 m²です。

事務局 受付番号 1 番についてです。

「資料」1・2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「A」さん「B」さんの共有名義で、譲受人は「C」さんです。

申請地につきましては、田 4 筆 = 3,269 m²です。

【理由】

譲渡人は共有名義の「A」さんは高齢であり、もう一方の「B」さんは県外在住で耕作する事が出来ず、地元耕作者である「C」さんへ所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

2 番の譲渡人は「D」さん、譲受人は「E」です。

申請地につきましては、田 1 筆 = 411 m²です。

【理由】

譲渡人の「D」さんは、高齢であり県外の娘さんの所へ行かれ、財産処分をされております。Dさんの自宅を購入された譲受人の「E」さんへ、自宅横の農地の所有権を移転するものです。

受付番号 3・4 番についてです。

「資料」4・5 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

3 番について、譲渡人は「F」さん、譲受人は「G」です。

申請地につきましては、畑 1 筆 = 1,723 m²です。

こちらは、露地栽培にてさつまいもを栽培されるとの事です。

4 番について、譲渡人は「Hさん他 3 名」、譲受人は「G」です。

申請地につきましては、畑 4 筆 = 5,255 m²です。

こちらは 3 棟のハウスを設け、いちご栽培との事です。

3 番・4 番ともに耕作者へ、所有権を移転する申請があったものです。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら願

いたします。

(質問)

●委員

譲受人「G」については、ブドウの栽培・ワインというイメージであるが、なぜ「さつまいも」と「いちご」の栽培なのか？

(回答)

事務局

桜ヶ池周辺の自然環境と里山の暮らしを体験できる拠点施設の整備が進められております。その中で農産物直売所・カフェ・収穫体験施設等の計画があり、事業計画に伴って栽培されたいとの事です。

副議長

●委員、事務局の回答でよろしいでしょうか？

●委員

はい。

副議長

事務局の説明に対して、他に質問等ありますか？

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 111 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 112 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第 112 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請がありました。

田1筆 1,219 m²です。

受付番号1番についてです。
「資料」6ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「I」さん、譲渡人「J」さんです。
転用目的は「駐車場・休憩所敷地」です。

申請地については、従業員の増員により従業員駐車場が不足し通年、路上駐車しており解消したい。
また、農機格納車庫の整備と女性職員の増加により更衣室・休憩室を完備した休憩所も整備したいとの事で申請があったものです。

農地区分につきましては「農用地」、許可基準については「農用地利用計画において指定された用途に供するためのもの」という事で判断しております。
以上です。

副議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

副議長

協議第24号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外につ

いて、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 =協議第 24 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 5 件の申請がありました。

受付番号 1 番についてです。
「資料」7 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者は「K」です。
申請地につきましては、畑 2 筆 = 406 m²です。
除外後の用途は、「店舗敷地」、「駐車場敷地」です。

Kさんは、該当農地について令和 5 年に空き家に付随した農地として取得されました。民泊事業を展開される予定であり申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。
「資料」8 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者は「L」です。
申請地につきましては、田 1 筆 = 176 m²です。
除外後の用途は、「車庫敷地」です。

こちらは、是正案件です。
平成元年頃に農機格納庫として建てられ、使用しておりました。
後に、営農組合が設立され農機格納庫としての機能は不要となり、現在は、4 台の自家用車を入れる車庫として利用されております。除外申請後、転用申請という案件でございます。

受付番号 3 番についてです。
「資料」9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者は「M」さん他 7 名です。
申請地につきましては、田 1 筆 = 3,138 m²
畑 7 筆 = 8,271 m²です。
除外後の用途は、「産業敷地」です。

事務局 PLAYEARTH PARK 関係の案件で、願出地は立野原東でございます。

宿泊施設・駐車場・販売店舗という事で、先程の3条の案件の受付番号3番・4番と付帯し総合的に開発される予定であります。

受付番号4番についてです。

「資料」10ページの位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者は「N」さんです。

申請地につきましては、田 1筆 = 2,498 m²です。

除外後の用途は、「工場倉庫敷地」です。

Nさんは、会社経営されており既存の倉庫等は製造品等で逼迫状況であったり、事業拡大に伴い従業員の増員を予定しており、駐車場の整備や工場増設のため申請があったものです。

受付番号5番についてです。

「資料」11ページの位置図も合わせて御覧下さい。

除外願出者は「O」さんです。

申請地につきましては、畑 1筆 = 323 m²です。

除外後の用途は、「駐車場敷地」です。

こちらのOさんも会社経営をされており、既存の会社は位置図にもありますように、駐車場があり従業員の車が15台程、駐車してあるような状況です。

しかし物資の搬入・搬出の際、毎回トラックの切り回しに苦慮している。現在の駐車場のうち、12台相当の駐車場を設けたいと申請があったものです。

副議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしく御願いたします。

(質問)

◆委員

受付番号3について、除外後の用途「産業敷地」ですが具体的にはまだ詳細は決まっていないという事ですね。

事務局

詳細については、もう少し時間がかかるとの事であります。

企業誘致に対する用地を確保したいということで、まずは除外をお願いしたい敷地でございます。内容につきましては固まりましたら、PLAYEARTH PARKの時と同様に、皆様方にご説明したような形をとりな

がら進めさせていただきたいと思いますので、ご承知いただければというふうに思います。

副議長 他に質問などありますでしょうか。

協議第 24 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして報告事項へ進みます。

報告第 35 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 35 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回、2 件の届出がありました。
面積については田 8 筆 5,296 m²です。

こちらについては、鉄塔の建替え案件です。1 番・2 番ともに譲受人は「◆◆株式会社」で譲渡人は「P」さん他 3 名です。

1 番は鉄塔と、その付属設備を設置する場所で転用期間は令和 8 年 2 月から、送電線路の設備存続中です。

2 番は、設置工事に附随した資材置場や作業敷地等の一時転用に利用との事で期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日です。

以上です。

副議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

報告第 36 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 36 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回、2件の届出がありました。
面積については田2筆 866.00 m²です。

受付番号1番についてです。
「資料」12ページの位置図も合わせて御覧下さい。

変更願出者Qさん 田 1筆 183 m²です。
変更後の用途は「農機具格納庫敷地」です。

昭和55年程の申請という事で、申請状況が曖昧な状況であった為
今回、軽微な変更申請をいただきました。

実際には営農組合になっておりまして、従前の使い方ではないので
すけれども、逆に前の組合の方々がこちらを借り受けるような形で、
格納であったり作業であったり使用されております。

受付番号2番についてです。
「資料」13ページの位置図も合わせて御覧下さい。

変更願出者Rさん、譲受者Sさんです。
田 1筆 683 m²です。
変更後の用途は「農作業場敷地」です。

譲受者Sさんは事業拡大に伴い、乾燥施設を設け乾燥機4台を設置
予定との事で申請があったものです。

副議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

事務局 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、

事務局より説明を求めます。

＝報告第 37 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 6 件の届出がありました。

面積については田 8,856 m²です。

詳細については、議案の 14 ページに記載しており解約する農用地面積については契約時のもので記載しており、備考欄には合意解約理由を記載しております。

以上です。

副議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

その他案件について、3 件ございます。

- ・ 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）9 月分変更
3 件
- ・ 農業委員会視察修会について
- ・ 11/17 県の農業委員の大会開催について

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和7年10月2日（木）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第26回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後15時10分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長